

人材紹介契約書

〇〇（以下「甲」という）と、台湾人材ネット株式会社（以下「乙」という）とは、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関し次の通り契約を締結する。

第1条（目的及び方法）

乙は甲が必要とする人材紹介の依頼を引き受け、台湾人材就職面接会を開催すると共に、信義誠実の原則に従い鋭意努力する。

その際甲は乙に対し、求人内容と会社案内を提出するものとする。

第2条（紹介料率）

甲は乙に依頼した人材の募集採用に関し、乙の選考紹介した人材の採用を決定した時は、乙に対し速やかに採用決定の通知を行い、成功報酬として1名毎に50万円（税別）を紹介料として乙に支払うものとする。尚、成功報酬の費用は本採用入社1日目に発生するものとする。

第3条（紹介料支払方法）

甲は乙に支払うべき人材紹介料を、甲の採用した人材の本採用の入社日に属する月の末日迄に、乙の指定する金融機関口座への振込により支払う。なお、乙から甲への請求額には消費税を加算し、銀行振替手数料は甲の負担とする。

第4条（紹介料返却基準）

甲の採用した人材の勤務開始後3箇月満了以前に、当該人材の自己都合により、甲と当該人材との雇用契約が終了したときは、乙は甲に対して次の通り紹介料を返却する。

1. 1箇月未満の場合は、第2条に基づき支払われた紹介料の全額。
2. 1箇月以上3箇月未満の場合は、第2条に基づき支払われた紹介料の半額。

第5条（守秘義務）

1. 乙が甲に提供する人材情報は個人情報につき、甲は守秘義務を負う。甲は、個人情報を目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、第三者に開示、漏洩し又は使用してはならない。

2. 同様に、乙は本件に関して知り得た企業情報について守秘義務を負う。乙は企業情報を目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、第三者に開示、漏洩し又は使用してはならない。また、企業情報を第三者が見ることのできる状態においてはならない。

3. 前2項の規定は本契約を終了した後も有効とする。